

有資格業者の入札参加資格停止に関する要領

平成16年4月22日
県土整備部管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「資格要綱」という。）第10条に規定する入札への参加資格の停止（以下「参加資格停止」という。）に関する事項について定めるものとする。

(入札参加資格停止)

第2条 知事は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、別表各号に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止を行うものとする。

(入札参加資格停止の始期)

第3条 入札参加資格停止の期間の始期は、原則として知事が入札参加資格停止を行うことを決定した日の翌々日とする。ただし、必要があるときは、入札参加資格停止を行う旨を被措置者に伝達した日以降いつでも開始できる。

(入札参加資格停止の効果)

第4条 入札参加資格停止を受けた者は、当該入札参加資格停止の期間中、県が発注する建設工事等（以下「県発注工事等」という。）について、入札参加資格の確認を申請し、若しくは入札に参加し、又は元請若しくは下請の別にかかわらず新たに建設工事等を請け負ってはならない。

2 契約担当者は、入札参加資格停止を受けた者を、当該入札参加資格停止の期間中、県発注工事等の契約に係る指名競争入札参加者に指名してはならない。

3 入札参加資格停止を受けた者が指名を受けている場合は、これを取り消すものとする。
また、入札参加資格停止を受けた者が入札参加資格停止の期間中に行った入札は、無効とする。

4 入札参加資格停止を受けた者が、特定の工法又は機械器具につき、特許法（昭和34年法律第121号）に基づく特許権その他の法令により保護される知的所有権又はライセンス契約等に基づく排他的権利を保有している場合であって、県発注工事等の施工に当たり当該工法又は当該機械器具が必要であると認められる場合は、前3項の規定は適用しないものとする。

5 入札参加資格停止の期間の終期が、資格要綱第8条に規定する入札参加資格の有効期間の満了日以降となり、かつ当該入札参加資格停止を受けた者が再度入札参加資格の認定を受けた場合にあつては、当該入札参加資格停止は、当該入札参加資格停止の終期まで引き続き効力を有するものとする。

6 入札参加資格停止を受けた者の建設業に関する事業の全部若しくは一部を会社法（平

成17年法律第86号)若しくは民法(明治29年法律第89号)の規定に基づき譲り受けた有資格業者又は入札参加資格停止を受けた者の建設業に関する事業の全部若しくは一部を民法の規定に基づき相続した有資格業者については、前5項は適用しないものとする。

- 7 入札において落札者と決定された日から契約締結の日までに入札参加資格停止を受けたときには、契約を締結しないこととする。

(入札参加資格停止の遡及の停止)

- 第5条 別表第1第1号及び第2号に規定する措置要件を構成する建設工事等が完了してから10年を経過した場合又は別表第1(第1号及び第2号を除く。)及び別表第2に規定する措置要件を構成する法令違反等の事実が確定してから3年を経過した場合は、当該事由を措置要件とする参加資格停止を行わないものとする。
- 2 有資格業者が一の事由により入札参加資格停止を受け、当該入札参加資格停止の期間が満了した場合は、当該事由に基づく再度の入札参加資格停止を行わないものとする。

(入札参加資格停止の通知)

- 第6条 知事は、入札参加資格停止を行った場合は、当該入札参加資格停止を受けた者に対し、入札参加資格停止通知書(別記様式第1号)により当該入札参加資格停止の理由及び期間を速やかに通知するものとする。
- 2 管理課長は、知事が入札参加資格停止を行った場合は、契約担当者等に対し、当該入札参加資格停止を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地又は住所並びに当該入札参加資格停止の理由及び期間を速やかに通知するものとする。

(下請負人及び共同企業体の構成員に関する入札参加資格停止)

- 第7条 入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになった場合は、当該下請負人について、元請負人の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。
- 2 共同企業体について入札参加資格停止を行う場合は、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該入札参加資格停止について責を負わないと認められる場合を除く。以下同じ。)について、当該共同企業体の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。
- 3 入札参加資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体については、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。

(複数の措置要件に該当する場合の取扱)

- 第8条 有資格業者が一の事由により二以上の措置要件に該当する場合は、当該措置要件ごとに定める入札参加資格停止の期間の最も長いものをもって入札参加資格停止の期間とする。

(同一業者による入札参加資格停止の再発に関する取扱い)

第9条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加資格停止期間は、当該措置要件ごとに定める期間の2倍（当初の入札参加資格停止期間が1か月に満たないときは1.5倍）とする。

(1) 別表第1各号若しくは別表第2各号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなった場合（当該措置要件に該当することとなった事由が、当初の入札参加資格停止を行う前に生じたものである場合を除く。以下次号において同じ。）

(2) 別表第2第1号又は第2号若しくは第3号から第6号までの措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号又は第2号若しくは第3号から第6号までの措置要件に該当することとなった場合（前号に掲げる場合を除く。）

2 第7条の規定により下請負人又は共同企業体の構成員について入札参加資格停止を行う場合において、当該下請負人又は共同企業体の構成員が前項各号の規定に該当する場合は、元請負人又は共同企業体の入札参加資格停止の期間にかかわらず、当該下請負人又は共同企業体の構成員の入札参加資格停止の期間について前項の規定を適用するものとする。

(入札参加資格停止の期間の短縮又は延長)

第10条 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由により、措置要件ごとに定める期間（前2条の規定による参加資格停止の期間を含む。）の短期未満の入札参加資格停止の期間を定める必要がある場合は、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

2 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、措置要件ごとに定める期間の長期を超えて入札参加資格停止の期間を定める必要がある場合は、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。

3 入札参加資格停止の期間中、入札参加資格停止を受けた者が前2項に規定する事由に該当することが明らかとなった場合は、当該入札参加資格停止の期間を前2項の規定に準じて短縮し、又は延長することができる。この場合において、短縮後の入札参加資格停止の期間は、当初の入札参加資格停止の期間のうち、すでに経過した期間を下回ることはできないものとする。

4 知事は、前項の規定により入札参加資格停止の期間を短縮し、又は延長した場合は、当該入札参加資格停止を受けた者に対し、入札参加資格停止期間変更通知書（別記様式第2号）により速やかに通知するものとする。

5 管理課長は、知事が第3項の規定により入札参加資格停止の期間を短縮し、又は延長した場合は、契約担当者等に対し、当該入札参加資格停止を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地又は住所並びに当該入札参加資格停止の当初の期間及び変更後の

期間を速やかに通知するものとする。

- 6 入札参加資格停止を行う場合において、有資格者が別表第2第3号又は第4号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合の入札参加資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、入札参加資格停止期間が別表第2第3号又は第4号に規定する期間を下回る場合においては、この条第1項の規定を適用するものとする。

(入札参加資格停止期間の加重)

第11条 入札参加資格停止を行う場合において、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は宮崎県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第7号に該当した場合
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による調査の結果、同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第5号に該当する有資格業者に、宮崎県の職員に対して不正行為の働きかけを行った等の悪質な事由がある場合
- (3) 宮崎県の職員又は県内の他の公共機関の職員が、公契約関係競争等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号又は第6号に該当する有資格業者に、当該職員に対して不正行為の働きかけを行った等の悪質な事由がある場合

2 有資格業者が前項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該有資格業者が第9条第1項各号に規定する入札参加資格停止の期間の短期の加重事由又は前条第2項若しくは第3項に規定する入札参加資格停止の期間の延長事由に該当する場合は、当該短期加重措置又は延長措置を行った後、前項に規定する入札参加資格停止の期間の加重措置を行うものとする。

3 入札参加資格停止を行う場合において、有資格業者が独占禁止法第3条又は第7条第1項第1号に違反し、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令に対し審判手続が開始され、審決の結果、独占禁止法に違反すると判断された場合は、別表第2第3号又は第4号に規定する入札参加資格停止の期間の範囲内で、審判手続が開始されなかった場合の入札参加資格停止期間に比べて入札参加資格停止期間を加重することができる。

(入札参加資格停止の解除)

第12条 入札参加資格停止の期間中、入札参加資格停止を受けた者が当該入札参加資格停止に係る措置要件に該当しないことが明らかとなった場合は、速やかに入札参加資格停止を解除するものとする。

- 2 前項の規定に基づく入札参加資格停止の解除の効果は、遡及しないものとする。
- 3 知事は、前項の規定により入札参加資格停止を解除した場合は、当該入札参加資格停止を解除した者に対し、入札参加資格停止通知書（別記様式第3号）により速やかに通知するものとする。
- 4 管理課長は、知事が前項の規定により入札参加資格停止を解除した場合は、契約担当者等に対し、当該入札参加資格停止を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地又は住所並びに当初の入札参加資格停止の期間及び入札参加資格停止の解除日を速やかに通知するものとする。

（措置要件の適用基準）

第13条 措置要件の具体的な適用基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）別表第1第1号又は第2号の建設工事等を粗雑にしたと認められる場合とは、原則として会計検査で不良工事として講評において指摘を受けたとき及び完成検査において指摘を受け、宮崎県工事検査規程（昭和55年訓令甲第9号）第8条ただし書の規定により契約約担者の指示により必要な措置を講じた場合をいう。
- （2）別表第1第3号の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合とは、宮崎県工事請負契約約款（平成8年宮崎県告示第515号）、土木設計業務等委託契約書（平成8年4月1日付け総務部長、土木部長定め）及び建築設計業務委託契約書（平成17年4月1日付け土木部長定め）に違反する行為等があったと認められる場合をいう。
- （3）別表第1第4号から第7号までの負傷者とは、医師により30日以上に加療を要すると診断された者をいう。
- （4）別表第1第5号、第6号及び第7号の安全管理の措置が不適切であった場合とは、労働安全衛生法違反（昭和47年法律第57号）又は刑法（明治40年法律第45号）第211条の業務上過失致死傷の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。
- （5）別表第1第5号の当該事故が重大であると認められる場合とは、次のいずれかをいう。
 - ア 公衆に死亡者を生じさせた場合
 - イ 公衆に3名以上の負傷者を生じさせ、又は、時価に換算して100万円以上の損害を生じさせた場合
- （6）別表第2第1号の代表権を有すると認めるべき肩書きとは、専務取締役以上の肩書きをいうものとする。
- （7）別表第2第3号及び第4号の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反した場合とは、次のいずれかをいう。
 - ア 排除措置命令が出された場合
 - イ 課徴金納付命令が出された場合
 - ウ 刑事告発がなされた場合
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑により逮

捕された場合

- (8) 別表第2第4号及び第6号については、原則として、九州内における違反事件についてのみ入札参加資格停止の対象とし、九州外の違反事件については、社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる事案に限り入札参加資格停止の対象とするものとする。
- (9) 別表第2第7号、第8号及び第9号に関する暴力団及び暴力団関係者の認定については、宮崎県警察本部からの通知があった場合に適用するものとする。
- (10) 別表第2第10号又は第11号の請負契約の相手方として不相当であると認められる場合とは、次のいずれかをいう。
- ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合
- (11) 別表第2第12号の業務に関する不正又は不誠実な行為とは、原則として次の場合をいう。
- なお、県外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本号を適用するものとする。
- ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用人が県内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - イ 県発注工事等又は委託業務に関して正当な理由なく落札決定後辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合
 - ウ 建設業法の規定違反以外で、建設業法第28条第1項各号に該当するとして、監督処分がなされた場合

(随意契約の相手方の制限)

第14条 契約担当者は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合に関しては、この限りではない。

(入札参加資格停止検討委員会の設置)

第15条 知事が有資格業者に対して措置する入札参加資格停止を審議するため、入札参加資格停止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第16条 委員会の委員は、副知事、県土整備部長、環境森林課長、農政企画課長、管理課長をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、副知事をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の審議)

第17条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の二分の一以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要により関係課長及び各発注機関の長の出席を求めることができる。

(議決の方法)

第18条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、委員長が事が急を要し委員会に付議する暇がないと認めるときは、過半数の委員による書面審議にすることができる。

附 則

この要領は、平成16年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

措 置 要 件	期 間
1 県発注工事等の施行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められる場合（かしが軽微であると認められる場合を除く。）	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
2 県内における建設工事等で県発注工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められる場合	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
3 1に掲げる場合のほか、県発注工事等の施行に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められた場合	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
4 県発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
5 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められる場合	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
6 県発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められる場合	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
7 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められる場合	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内
8 県発注工事等に係る入札において、入札に関する調査資料に虚偽の記載をしたこと等により、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内

別表第2（第2条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 次のア又はイに掲げる者が宮崎県の職員又は県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 有資格業者である個人若しくはその支配人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「個人及び代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で個人及び代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）並びに有資格業者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から8か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内</p>
<p>2 次のア又はイに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 個人及び代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上24か月以内</p>
<p>3 県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から6か月以上24か月以内</p>
<p>4 県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上24か月以内</p>
<p>5 県内における建設工事等に関し、次のア又はイに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 個人及び代表役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った</p>

<p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>日から8か月以上24か月以内 逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内</p>
<p>6 県外における建設工事等に関し、次のア又はイに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 個人及び代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4か月以上24か月以内 逮捕又は公訴を知った日から2か月以上24か月以内</p>
<p>7 個人及び代表役員等、一般役員等若しくは使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められる場合</p> <p>イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上24か月以内（当該入札参加資格停止期間満了時において、なお、この項の措置要件に該当するときは、措置要件に該当しなくなったことが確認できるまで期間を延長する。）</p>
<p>8 県発注工事等の施行に当たり、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したと認められる場合</p> <p>県発注工事等の施行に当たり、暴力団関係者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した場合において、当該暴力団関係者の排除に際し、県の指示に従わなかった場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内（当該入札参加資格停止期間満了時において、なお、この項の措置要件に該当するときは、措置要件に該当しなくなったことが確認できるまで期間を延長</p>

	する。)
9 県発注工事等の施行に当たり、暴力団関係者から不当介入（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条各号に掲げる不当な要求行為又は不当な工事妨害をいう。）を受けたにもかかわらず、発注者に報告せず、かつ、警察に届け出なかった場合	当該認定をした日から1か月以上4か月以内
10 県内において、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から2か月以上12か月以内
11 県外において、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
12 別表第1第1号から第7号まで及び本表第1号から第11号までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13 別表第1第1号から第7号まで及び本表第1号から第12号までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

別記

様式第1号（第6条関係）

入札参加資格停止通知書

第 号
年 月 日

様

宮崎県知事

・

このたびあなたが関わった下記の行為等について、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第10条及び有資格業者の入札参加資格停止に関する要領第2条の規定に基づき、下記の期間中、県が発注する建設工事等に係る入札への参加資格を停止することに決定しましたので通知します。

なお、現在指名を受けている場合は、これを取り消します。

記

1 入札参加資格停止の理由となった行為等

2 入札参加資格停止の期間

(注) 入札参加資格停止期間中は、元請若しくは下請の別にかかわらず、宮崎県発注の建設工事等を新たに請け負うことはできません（有資格業者の入札参加資格停止に関する要領第4条第1項）。

様式第2号（第10条関係）

入札参加資格停止期間変更通知書

第 号
年 月 日

様

宮崎県知事

年 月 日付で通知した入札参加資格停止の理由となった行為等について、入札参加資格停止の期間を変更すべき下記の理由が明らかとなりましたので、有資格業者の入札参加資格停止に関する要領第10条の規定に基づき、入札参加資格停止の期間を下記のとおり変更します。

記

1 入札参加資格停止の期間を変更すべき理由

2 変更後の入札参加資格停止の期間

（注） 入札参加資格停止期間中は、元請若しくは下請の別にかかわらず、宮崎県発注の建設工事等を新たに請け負うことはできません（有資格業者の入札参加資格停止に関する要領第4条第1項）。

様式第3号（第12条関係）

入札参加資格停止解除通知書

第 号
年 月 日

様

宮崎県知事

年 月 日付で通知した入札参加資格停止の理由となった行為等について、入札参加資格停止を解除すべき下記の理由が明らかとなりましたので、有資格業者の入札参加資格停止に関する要領第12条の規定に基づき、入札参加資格停止を解除します。

記

1 入札参加資格停止を解除すべき理由

2 入札参加資格停止の解除日